



2025年5月14日

各位

会社名：株式会社パリミキホールディングス
代表者名：代表取締役社長 澤田 将広
(コード：7455 東証スタンダード)
問い合わせ先：執行役員 CFO 柳沼 雅紀
(TEL. 03-6432-0732)

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日に開催予定の第77回定時株主総会における承認を条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会において、議決権を持つ監査等委員である取締役を設置することにより取締役のモニタリング機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することが適切であると判断いたしました。

(2) 移行の時期

2025年6月26日開催予定の第77回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等の関連議案について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の変動について

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、本件につきましては、第77回定時株主総会において正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏名	新 役職名	現 役職名
多根 幹雄	代表取締役会長	代表取締役会長
澤田 将広	代表取締役社長	代表取締役社長
中尾 文彦	取締役副社長	取締役副社長
岩本 章子	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新 役職名	現 役職名
徳岡 清和	取締役 監査等委員	監査役
西村 善朗	社外取締役 監査等委員	社外監査役
佐田 俊樹	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定の取締役

氏名	現 役職名
仁野 覚	社外取締役

2025年6月26日開催予定の第77回定時株主総会終結の時をもって退任を予定しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記1.に記載のとおり、当社はコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

その他、必要な文言の加除、修正、および条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月26日(木) (予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月26日(木) (予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>9名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>9名以内</u>とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 前項の通知は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 前項の通知は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 23 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> (監査役の選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>② 前項の通知は、<u>監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>② 前項の通知は、<u>監査等委員の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p>
<p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u></p>
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p>	
<p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p>	
<p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 34 条 (条文省略)</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>
<p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 35 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条 (条文省略)</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 77 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）のえ責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上